

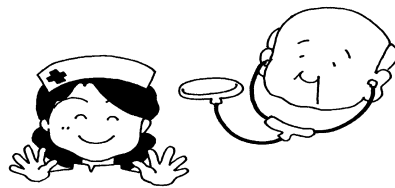
保護者様へ

インフルエンザ、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等は、学校感染症に指定されており、かかった場合は出席停止となります。（出席停止は、欠席扱いになりません。）

病院で診断されましたら、「学校感染症による出席停止証明書」を記入してもらってください。

用紙は、担任を通じて学校に提出をお願いします。提出は、登校できるようになってからで結構です。

何かわからないことがございましたら、学校までお願いします。
よろしくをお願いします。



黒田小学校 保健室
養護教諭

主な学校感染症の出席停止の期間

- インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
- 百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹 解熱後3日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ、ムンプス） 耳下腺、顎下腺又は耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 風疹 発疹が消失するまで
- 水痘（みずぼうそう） すべての発疹が痂皮化するまで
- 咽頭結膜炎（プール熱） 主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 結核 病状により学校医その他医師において伝染のおそれがないと認めるまで
- 髄膜炎菌性髄膜炎 病状により学校医その他医師において伝染のおそれがないと認めるまで

※この期間は、あくまで目安ですのでかかりつけの医師の指示に従ってください。

